

ご 案 内 介護老人保健施設の長期入所利用料と個人負担金

◎ 介護保険給付以外の利用料の場合

(全額自己負担となります。)

群馬老人保健センター陽光苑
令和8年8月1日施行

サービス種別	利用料	内 容 等	低所得者の利用料			
			①	②	③-1	③-2
食 費	2,100円/日	朝食、昼食、夕食の 食材料費と調理代	300円/日	390円/日	680円/日	1,420円/日
居 住 費	多床室 700円/日	相部屋	0円/日	430円/日	430円/日	430円/日
	個室 1,670円/日	1人部屋	550円/日	550円/日	1,370円/日	1,470円/日
特 別 食 費	おやつ代 ★130円/日					
	★ 実 費					
特 別 室 料	2人室 ★1,080円/日					
	1人室 ★1,651円/日					
日用諸雑費	150円/日	石鹸、シャンプー、ティッシュ、ペーパータオル、マスクなど				
教養娯楽費	150円/日	折紙、模造紙、文房具類、書道用品、手芸物品、脳トレ、回想法等				
電気器具持込料	★ 30円/日	テレビ、ラジオ等の使用者のみ				
	★ 20円/日	携帯電話充電器の使用者のみ				

＊ 食費と居住費(低所得者の利用料)欄の

- ①は生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者であって、
預貯金等合計額が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下。
- ②は世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市町村民税世帯非課税で本人の年金収入額とその他の
合計所得の合計額が年額82万6,500円以下、かつ預貯金等合計額が単身で650万円(夫婦は1,650万円)以下。(※1)
- ③-1は世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市町村民税世帯非課税で、本人の年金収入金額とその他合計所得
金額、の合計額が年額82万6,500円超120万円以下、かつ預貯金等合計額が単身で550万円(夫婦は1,550万円)以下。(※1)
- ③-2は世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市町村民税世帯非課税で、本人の年金収入金額、その他合計所得
金額の合計額が年額120万円超え、かつ、預貯金等合計額が単身で500万円(夫婦は1,500万円)以下。(※1)
- (※1)預貯金等の合計額について、第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合は、1,000万円(夫婦2,000万)以下。

＊ 特別室料は居住費に上乗せされます。

＊ 医療費について、当施設の医師で対応できる医療、看護につきましては介護保険給付サービスに含まれていますが、当施設の医師で対応できない処置や手術及び病状の著しい変化に対する医療については、併設の附属病院等での往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担があります。

＊ ★印については消費税が含まれています。

ご 案 内

介護老人保健施設の利用料と個人負担金(在宅強化型)

◎ 介護保険給付による場合

群馬老人保健センター陽光苑
令和8年8月1日施行

基本サービス	区分	多床室	従来型個室
	要介護 1	871単位/日	788単位/日
	要介護 2	947単位/日	863単位/日
	要介護 3	1,014単位/日	928単位/日
	要介護 4	1,072単位/日	985単位/日
	要介護 5	1,125単位/日	1,040単位/日
各種加算	次の加算項目に該当した場合には、上記の単位数に加えて下記単位数が必要になります。		
	1) 夜勤職員配置加算	24単位/日	22) 緊急時治療管理 518単位/日
	2) 認知症専門棟加算	76単位/日	23) 特定治療 医療行為算定額×自己負担率
	3) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位/日	24) 所定疾患施設療養費(Ⅰ) 239単位/日
	4) 初期加算(Ⅰ)	60単位/日	25) 所定疾患施設療養費(Ⅱ) 480単位/日
	5) 初期加算(Ⅱ)	30単位/日	26) 再入所時栄養連携加算(1回限度) 200単位/回
	6) 短期集中リハビリ実施加算Ⅰ(3月以内)	258単位/日	27) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ) 53単位/月
	7) 短期集中リハビリ実施加算Ⅱ(3月以内)	200単位/日	28) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ) 33単位/月
	8) 認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅰ(Ⅱ)	240単位/日	29) 自立支援推進加算 300単位/月
	9) 認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅱ(Ⅱ)	120単位/日	30) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位/月
	10) 栄養マネジメント強化加算	11単位/日	31) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 60単位/月
	11) 療養食加算(1食)	6単位/回	32) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 120単位/月
	12) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月	33) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日
	13) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月	34) 若年性認知症入所者受入加算 120単位/日
	14) 経口移行加算	28単位/日	35) 外泊時費用 362単位/日
	15) 経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	36) 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合) 800単位/日
	16) 経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月	
	17) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	
	18) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月	
	19) 排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月	
	20) 排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位/月	
	21) 排せつ支援加算(Ⅲ)	20単位/月	

＊ 基本サービスと各種加算分の1ヶ月の合計単位数に地域区分**7級地**(前橋市)の費用基準
1単位＝10円14銭で算出した額のうち各利用者の負担割合に応じた額が個人負担金となります。

ご 案 内

介護老人保健施設の利用料と個人負担金(在宅強化型)

◎ 介護保険給付による場合

群馬老人保健センター陽光苑
令和8年8月1日施行

各 種 加 算	次の加算項目に該当した場合には、基本サービスの単位数に加えて下記単位数が必要になります。			
	37) 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450単位/回	55) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位/月
	38) 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480単位/回	56) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位/月
	39) 試行的退所時指導加算	400単位/回	57) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位/月
	40) 退所時情報提供加算(Ⅰ)	500単位/回	58) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月
	41) 退所時情報提供加算(Ⅱ)	250単位/回	59) 協力医療機関連携加算	50単位/月
	42) 入退所前連携加算(Ⅰ)	600単位/回	60) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日
	43) 入退所前連携加算(Ⅱ)	400単位/回	61) 新興感染症等施設療養費	240単位/日
	44) 訪問看護指示加算	300単位/回	62) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	
	45) 安全対策体制加算(入所中1回)	20単位/回	基本サービス及び①～60の中で該当する加算の合計単位数の9.7%	
	46) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰイ)	140単位/回		
	47) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰロ)	70単位/回		
	48) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240単位/回		
	49) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100単位/回		
	50) ターミナルケア加算(死亡日)	1900単位/日		
	51) ターミナルケア加算(前々日、前日)	910単位/日		
	52) ターミナルケア加算(4～30日)	160単位/日		
	53) ターミナルケア加算(31～45日)	72単位/日		
	54) 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	51単位/日		

＊ 費用計算例 (要介護3で多床室を1日ご利用した場合)			
基本サービス費1,014単位＋(1)24単位＋(5)30単位＋(10)11単位＋(54)51単位＋(55)10単位＋(56)5単位			
＋(58)10単位＋(59)50単位＋(60)22単位＋(62)119単位＝1,346単位			
介護報酬額	13,648円	【1,346 × 10.14 ＝ 13,648円44銭(※)】	
保険請求額(9割分)	12,283円	【13,648 × 0.9 ＝ 12,283円2銭(※)】 (※)1円未満は切捨	
自己負担金額(1割分)	1,365円	【13,648 － 12,283 ＝ 1,365円】	